令和3年11月第144回定例農業委員会総会議事録

令和3年11月10日(水) JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第562号	農地法第3条第1項の規定による申請に対し、	許可をすることについて
議題563号	農地法第4条第1項の規定による申請に対し、	許可をすることについて
議第564号	農地法第5条第1項の規定による申請に対し、	許可をすることについて

報告第349号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について 報告第350号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが、令和3年11月第144回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長 よろしくお願いします。

議長

どうもご苦労さまです。

小麦の播種の時期ということで、お忙しい中、ありがとうございます。 本日は農地法の案件としては少ないですが、総会の後の協議会、研修会

や会議がいくつかありますので、早速始めさせていただきたいと思います。 それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきた いと思います。

本日の現在出席委員22名、全員出席いただいております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、11月 総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、 令和3年11月第144回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

2番●●●●委員

4番●●●●委員

のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 562 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議題562号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年11月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、長田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,218㎡、東町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,45

O㎡、2筆合わせて3,668㎡でございます。世帯の経営面積、渡人36.7アール、受人16.7アールで今回の申請面積を合わせますと53.3アールとなります。渡人につきましては、近江八幡市鷹飼町●●番地、●●●●、受人につきましては、近江八幡市西本郷町東●番地●、●●●、契約内容は姪、叔母間での売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号2、土地の所在地、日吉野町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,921㎡、世帯の経営面積、渡人19.2アール、受人151.3アールで今回の申請面積を合わせますと170.5アールとなります。渡人につきましては、近江八幡市上田町●●番地、●●●●、受人につきましては、近江八幡市鷹飼町●●番地●、●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件(及び農地法第3条3項)に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 物のがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加 及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員 (特になしの声)

議 長 特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。 質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。 議第 562 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。 委 員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議第 562 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議長

それでは次に、議第 563 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 564 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議題563号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年11月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、日吉野町●●番●、登記地目、現況地目、とも畑、申請面積410㎡、申請人につきましては、近江八幡市日吉野町●●番地、●●●●、申請地は、日吉町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●内科」・「●●歯科医院」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。現地は、昭和56年頃に鉄工所の資材置場及び駐車場として造成され、既に使用されています。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第564号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地方第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年11月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、武佐町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積297㎡、貸人につきましては、近江八幡市武佐町●●番地●、●

●●●、借人につきましては、近江八幡市武佐町●●番地●、●●●●、

近江八幡市鷹飼町北●丁目●番地●、●●号、●●●●、申請地は、武佐町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「武佐小学校」・「武佐子ども園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、

親子間の使用貸借です。転用目的は、一般住宅で、現在申請地西側で同居されていますが、申請人が新たに住宅を建築する予定です。現地は、既に資材置場として造成されており、てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、上田町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、 申請面積2,352㎡、渡人につきましては、近江八幡市上田町●●番地、● ●●●、同じく上田町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積1, 014㎡、渡人につきましては、近江八幡市上田町●●番地、●●●●、同 じく上田町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積1,207㎡、渡 人につきましては近江八幡市上田町●●番地●、●●●●、3筆合わせま して4.573㎡の受人につきましては、近江八幡市上田町●●番地●、●● ●●、理事長、●●●●、申請地は、上田町地先の農地で、農用地区域内 農地いわゆる青地にあります。契約内容は、売買による所有権移転です。 転用目的は、就労継続支援B型事業所です。就労継続支援事業所とは、障害 者総合支援法に基づくサービスで、就労を希望する障がいを持った方々の サポートを行う施設です。この事業所では、コーヒー豆の焙煎・袋詰めの 作業を行い、飲食スペースで提供・販売されます。また、機能訓練施設及 び研修施設並びにこれらの施設に必要な駐車場も整備されます。農用地区 域内農地では、原則許可出来ませんが、土地収用法による告示がなされて いるため、例外的に許可することができるものです。なお、土地収用法に 基づく事業認定の県の告示につきましては、令和3年2月5日付けでなさ れております。また、開発同時許可となります。

こちらは、3,000㎡を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。

番号3、土地の所在地、安土町内野●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積2,721㎡、貸人につきましては、近江八幡市安土町内野●●番地、●●●、同じく安土町内野●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積2,149㎡、貸人につきましては、近江八幡市安土町内野●●番地、●●
●、同じく安土町内野●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,000㎡、貸人につきましては、近江八幡市内野●●番地、●●●、3筆合わせて5,870㎡の借人は、東近江市蛇溝町●●、●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、安土町内野地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。既に近隣で行われている砂利採取の5期目になります。契約内容は、賃貸借で、転用目的は、砂利採取の一時転用です。立地基準上、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、転用期間に

つきましては、許可後1年間でございます。周囲にはトラロープを張り巡らせ人の出入りが出来ないようにする計画です。また、工事車両が頻繁に出入りする期間は、県道からの入口に保安員を配置すると聞き取っております。こちらも、3,000㎡を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

議第 563 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 564 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、1番、●●●●委員、よろしくお願いします。

委員

去る、10月29日に、議第 563 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 564 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、3番、●●●会長と、17番●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第563号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上や むを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第564号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告 させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上や むを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、上田町地先の農地です。転用目的は、就労継続支援B型事業所です。隣接地との境界にL型擁壁を設置されます。また、雨水については、申請地内に側溝を設置し、北西側水路に放流されることから、周辺農地への影響はないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断を

いたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、安土町内野地先の農地です。転用目的は、砂利採取の一時転用です。これまでも同様の事業をされておりますが、農地の所有者から特に苦情も出ていないと伺いました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請1件、第5条許可申請3件、計4件の現地踏査 結 果報告を終わります。

議長で苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 563 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 564 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議第 563 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 564 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長
それでは、次に

報告第 349 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 350 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第349号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出 の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年1

1月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、中小森町●●-●、田、260㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年10月15日、409番、届出人につきましては、野洲市西河原●●、●●●●、●●●、理由につきましては、一般住宅でございます。

番号2、土地の表示、中小森町●●一●、田、248㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年10月15日、410番、届出人につきましては、池田本町●丁目●●、●●、●●●、理由につきましては、一般住宅でございます。

番号3、土地の表示、中小森町●●-●、田、245㎡、届出受理日及び 受理番号、令和3年10月15日、411番、届出人につきましては、中 小森町●●、●●●●、理由につきましては、宅地造成でございます。

番号4、土地の表示、安土町常楽寺●●、畑、125㎡、令和3年10月20日、412番、届出人につきましては、安土町下豊浦●●、●●、
●●・、理由につきましては、住宅敷地でございます。

番号5、土地の表示、西庄町●●-●、田、838㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年10月25日、413番、届出人につきましては、西庄町●●、●●●、理由につきましては、共同住宅でございます。

番号6、土地の表示、宮内町●●-●・、畑、83㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年11月4日、414番、届出人につきましては、宮内町●●-●、●●●・、理由につきましては、住宅敷地でございます。

続きまして、報告第350号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和3年11月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

- 1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約(使用貸借を含む)の合意解約通知の受理について、こちらについては、賃貸借契約解除が17件でございました。
- 2、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、10月審査会、20日審査、今回は全て更新で合計6件、認定されました。以上報告とさせていただきます。

議長

ただ今の、報告第 349 号 農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出の受理について、及び、報告第 350 号 その他の専決報 告について、質問等はございませんか。 委員 (特になしの声)

議 長 熊木 喜一

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でご ざいますので、了解いただきたいと存じます。

議長 熊木喜一

以上で本日の総会日程は終了しました。

これをもちまして第 144 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後13時50分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員 委員

会議録署名委員 委員